「押さえておくべき印紙税の基礎」

龍土町税務会計事務所
代表パートナー税理士　五島秀明

Copyright(c)2021 Rryudo All Rights Reserved

龍土町
あなたの夢物語と歩む
コンサルティンググループ

本日のアジェンダ

1．課税範囲

2．納税義務者、納付方法等

3．印紙税に係る過誤納金の還付等

4．過怠税

5．課税文書の取扱い

6．税率の特例

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

概　要

⑴　印紙税とは

契約書や領収書など日常の経済取引に伴い作成される文書に対し軽度の負担を求める税金

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

概　要

⑵　４つの課税文書

実務上特に押さえるべき文書は４つ

第１号文書・第２号文書・第７文書・第17号文書

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

概　要

⑶　誰がどのように納めるのか？

納税義務は課税文書を作成した際に成立し、その作成者が納税義務者となる

納付は印紙税に相当する収入印紙を文書に貼り付けることにより行う

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

概　要

⑷　税率

定率税率が基本

より担税力が認められる文書については階級定額税率が適用

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

⑴　課税文書に該当するかどうかのポイント（その１）

①契約書・受取書のうち課税事項を証する文書であるか否か

②非課税文書に該当するか

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

⑵　課税文書に該当するかどうかのポイント（その２）

①印紙税法に掲げられている20種の文書により証明される事項が記載されているもの

②当事者間において課税事項を証明する目的で作成されたもの

③印紙税法の規定により印紙税を課税しないこととされている文書（非課税文書）でないこと

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

文書の所属の決定とは

印紙税は第１号から第20号文書に対して課税され、税額が定められている

第何号文書に該当するかの判定（所属の決定）は非常に重要

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

２以上の事項が併記等されている文書

（原則）
１号文書又は２号文書

（特例）
１号文書又は２号文書より他の号の金額が高い場合にはその他の号文書

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

印紙税の課税文書である契約書とは

文書の名称を問わず、契約当事者間の意思表示の合致を証明する目的で作成される文書

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

⑴　契約書に関する注意点（その１）

謄本、副本、写しであっても契約の成立を証明する目的で作成される文書は契約書に該当し印紙を貼る必要あり！

契約書のコピーなど、単に自己で証明して自己で保存しているものは契約書に該当せず印紙を貼る必要はない！

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

⑵　契約書に関する注意点（その２）

申込書は課税文書に該当しない

※ただし申込書でも契約の成立を証明する文書は課税文書に該当し印紙を貼る必要あり！

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

Ⅰ　課税範囲　4　記載金額

記載金額とは

契約金額・受取金額などその文書により証されるべき事項に係る金額としてその文書に記載されている金額

記載金額により印紙税額が異なったり、非課税になったりする

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

Ⅰ　課税範囲　４　記載金額

記載金額の注意点

①　同じ号の記載金額が２以上ある場合

⇒　これらの金額の合計額

②　２以上の号の課税事項が記載されている場合

イ　区分されている場合

⇒　その所属することとなる号の記載金額

ロ　区分されていない場合

⇒　その記載されている合計額

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

Ⅱ　納税義務者、納付方法等

印紙税の納税義務

①納税義務の成立　⇒　課税文書を作成した時

②納税義務者　⇒　課税文書の作成者

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

Ⅳ　印紙税に係る過誤納金の還付

還付されるケース

①印紙税を納付する必要がない文書に誤って印紙を貼り付けてしまった

②課税文書に所定の印紙税額を超える印紙を貼り付けてしまった

③課税文書に印紙を貼り付けたものの、その文書を使わなくなった

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

Ⅴ　過怠税

過怠税の額

①課税文書にもかかわらず印紙を貼らなかった（納付しなかった）場合

⇒納付しなかった印紙税額＋その２倍に相当する金額

②所定の方法により消印をしなかった場合

⇒消印のない印紙の額面金額

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

課税文書の取扱いの概要

実務で押さえるべき文書は？

①第１号の１文書　・・・・・不動産等の譲渡に関する契約書
②第１号の２文書　・・・・・土地の賃貸借の設定に関する契約書
③第１号の３文書　・・・・・消費貸借に関する契約書
④第１号の４文書　・・・・・運送に関する契約書
⑤第２号文書　　・・・・・請負に関する契約書
⑥第７号文書　　・・・・・継続的取引の基本となる契約書
⑦第１７号の１文書・・・・・売上代金に係る金銭等の受取書
⑧第１７号の２文書・・・・・売上代金以外の金銭等の受取書

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

課税文書の取扱い

非課税文書を押さえておこう

第１号の１文書、２文書、３文書、４文書については記載金額が１万円未満のもの

第17号文書については記載金額が５万円未満のもの

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

軽減措置

軽減措置の対象となる文書とは

①不動産の譲渡に関する契約書（第１号の１文書）

ただし土地や建物などの不動産の譲渡に関する契約書に限る

②請負に関する契約書（第２号文書）

ただし建設工事に係るものに限る

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved

さいごに・・・・

Copyright(c)2021 Ryudo All Rights Reserved